

恵庭市学校開放事業実施要領

〔屋内施設（体育館）の利用について〕

1. 趣旨

恵庭市立学校施設の開放に関する条例（平成20年条例第24号）及び恵庭市立学校施設の開放に関する条例施行規則（平成21年教委規則第2号）の規定に基づき、市内小・中学校のスポーツ施設（体育館）を、学校教育に支障のない範囲で、一般市民等のスポーツのために開放する。

2. 開放施設及び開放日時

- (1) 開放施設 恵庭市立小・中学校体育館
- (2) 開放期間 4月から翌年3月まで
- (3) 開放日 祝日を除く月曜日から土曜日まで
- (4) 開放時間 原則として19時から21時まで
(小学校については、学校長の意見を聞き、支障のない範囲で17時から19時の時間帯においても開放する。)

3. 利用対象

恵庭市に居住、通勤又は通学する者が10人以上いるスポーツ活動を行う団体で、監督者としての成人がいること。

ただし、以下のものは除く。

- (1) 営利を目的とするもの（利益を得ることを目的とした活動を指す）
- (2) 団体の指導者等が指導による対価として報酬や賃金などを受取るような形態のもの
- ※ 団体がスポーツ活動の指導の為、外部の指導者を招聘する費用の実費について、会員から費用を徴収している場合は、収支内訳書の提出及び審査により利用できる場合があります
- (3) その他、市が利用に適さないと判断したもの

4. 利用申請・許可

- (1) 年間利用
長期間にわたる利用については、原則として半年ごとの許可とし、4月から9月までを前期、10月から翌年3月までを後期とする。
- (2) 短期利用
利用希望日の少なくとも7日以前に利用申請すること。

5. 使用料

学校開放施設（体育館）の使用料は、所定の納入通知書にて納期限内に納入すること。

区分	利用の単位	使用料	
		一般	中学生以下
体育館	全面1時間	300円	150円

備考

- 1) 「半面」の使用料は1/2の額とする。
- 2) 松恵小学校体育館の全面の使用料は、1/2の額とする。
- 3) 利用のための準備及び後片付けに要する時間も利用時間とみなす。
- 4) 使用料に10円未満の端数が生ずるときは、これを切り捨てるものとする。

5) 中学生以下にあっては、小・中学生の健全育成を目的とした団体とする。

6. 利用の中止、許可の取消し、使用料の還付

- (1) 利用を中止する場合は、速やかに健康スポーツ課に連絡すること。
- (2) 条例、規則、実施要領、その他の定めに違反したときは、利用の中止又は許可を取消することができる。
- (3) 納期限までに使用料を納入しないとき、又は納入が確認できないときは、利用の中止又は許可を取消することができる。
- (4) 健康スポーツ課が管理上の必要があると認めるときは、利用の中止又は許可を取消することができる。
- (5) 利用日の7日前までに健康スポーツ課に利用中止の連絡があり、健康スポーツ課がやむを得ない理由があると認めるとき、又は利用者の責に帰さない理由、学校行事等により利用を中止したときは、納入済みの使用料を還付する。
- (6) 利用団体の了承を得たときは、前期の納入済みの使用料に係る過誤納分を後期の使用料に充当することができる。

7. 開放校の管理

開放校に管理員を置き、次の業務を行う。

- (1) 学校開放終了時の体育館の異常の有無、消灯状況、施錠の状況等の確認
- (2) 団体の日誌記載状況の確認
- (3) その他

8. その他

- (1) 開放校には、「日誌」、「利用者名簿」、その他必要な諸帳簿を置く。
- (2) 利用後は、必ず備付けの日誌に必要事項を記載すること。
- (3) 必要な器具は、原則として利用者が持参する。ただし、搬入困難な器具や固定設備は貸出しとする。
- (4) 利用後は、施設及び設備等の清掃、整理整頓に努めること。
- (5) 利用時における事故については、利用者の責任とする。
- (6) 施設又は設備等に損害を与えた場合は、その損害を賠償すること。
- (7) 暖房の利用は、認めない。

9. この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年1月23日から施行する。

この要領は、平成25年3月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年2月1日から施行する。

■問合せ先

恵庭市保健福祉部 健康スポーツ課

恵庭市緑町2丁目1-1（えにあす2階）

TEL 0123-25-5727（直通） FAX 0123-25-5720

